野木町一般廃棄物処理基本計画

＜概要版＞

平成 22 年 3 月

野　木　町

計画策定の趣旨

20 世紀から続く大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、豊かで便利な生活を私たちにもたらしてきましたが、一方では、自然環境の破壊、地球の温暖化、大量の廃棄物の発生、そして資源の枯渇など、様々な地球規模での環境問題を引き起こしています。

また、廃棄物を取り巻く環境は、発生量の増加、質の多様化、最終処分場のひっ迫といった問題が生じているため、廃棄物の排出抑制、資源化といった環境負荷の少ない持続可能な社会経済システムである循環型社会を構築していく必要があります。

野木町（以下「本町」という。）では、循環型社会の形成に向け、ごみの排出抑制及び資源化について、具体的に数値目標を設定し、目標を達成するための施策としては３Ｒ（リデュース「排出抑制」、リユース「再使用」、リサイクル「再生利用」）を基本として推進していきます。

町民・事業者・行政が、循環型社会の形成を目指して、それぞれが相互に連携し、積極的に施策に取り組んでいくため、また、生活排水の適切な処理と水質汚濁防止を図るために、「野木町一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

計画の基本的条件及び基本方針

計画期間

本計画の期間は、平成 22 年度から平成 31 年度とします。概ね 5 年を目途に見直しの検討を行いますが、計画の前提となる諸条件に変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画の構成及び基本方針

本計画は、「ごみ処理基本計画」（ごみ処理に関する部分）と「生活排水処理基本計画」（生活排水処理に関する部分）で構成し、それぞれに以下に示す基本方針を定めます。

ごみ処理基本計画の基本方針

1　ごみの発生や排出を抑制し、快適でうるおいのあるまちを目指します。

2　町民・事業者・行政が協働して取り組み、リサイクル運動の推進を図ります。

3　分別収集の意識の高揚を図り、再利用、リサイクルを基調とした循環型社会の構築を目指します。

生活排水処理基本計画の基本方針

1　公共下水道の供用区域拡大を図るとともに認可区域を拡大して積極的に事業を推進します。

2　公共下水道、農業集落排水処理への接続率向上に努めます。

3　公共下水道及び農業集落排水事業で取り込めない区域への浄化槽設置を推進します。

ごみ処理の現状及び目標値

ごみの量の推移

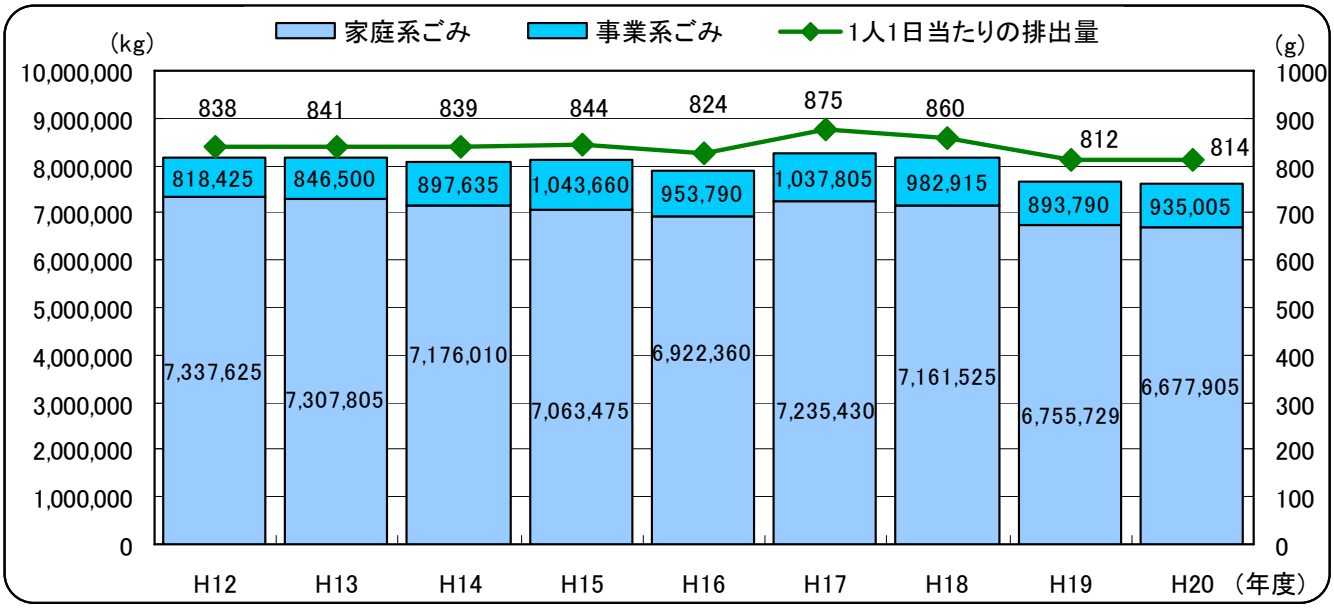

本町のごみは上記のグラフに示すよう推移しており、家庭系ごみは平成 12 年度から平成 16 年度までは減少傾向を示しています。平成 17 年度に一度増加していますが、その後は再び減少傾向を示しています。

事業系ごみは各年の変動がありますが、平成 12 年度と平成 20 年度を比較すると増加しています。

また、ごみ総排出量を人口で割り、さらに 365 日で割ることで算出した「1 人 1 日当たりのごみ排出量」は平成 17 年度と平成 18 年度がやや多くなっていますが、それ以外はほぼ横ばいの傾向を示しています。

1 人 1 日当たりのごみ排出量の目標

平成 21 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 814ｇとなっています。中間目標年度である平成 26 年度には、平成 20 年度から 5%削減し 773ｇを、目標年度の平成 31 年度には 20 年度から 10%削減して 733ｇを目指します。

平成 20 年度 814g ⇒ 平成 26 年度 773g ⇒ 平成 31 年度 733g

資源化（再生利用）の推移

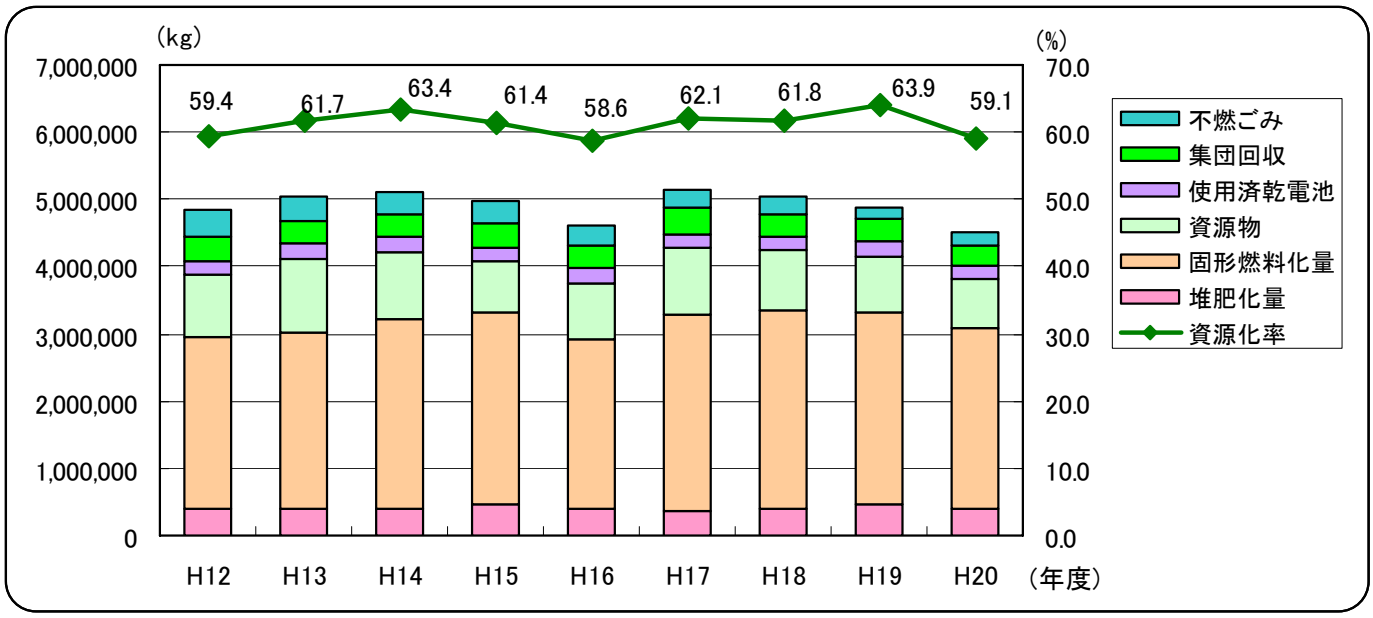

本町より排出される生ごみと可燃ごみは、野木資源化センターで堆肥化と固形燃料化（RDF 化）を行い、資源化（再生利用）しています。

その他、「古紙」「古布」「ペットボトル」「缶」「びん」等の資源物及び使用済乾電池は小山中央清掃センターで中間処理を行った後、資源化（再生利用）されており、集団回収されている資源物は、集団回収を行う団体等が民間業者へ直接販売しています。

また、小山中央清掃センターでは不燃ごみから資源物を回収して資源化を行っています。このため、本町の資源化率は県内で最も高くなっています。

なお、高い資源化率の背景となっている野木資源化センターですが、施設の老朽化が進んでいます。また、地球温暖化を防止するため二酸化炭素の排出を最小限にとどめることを目指す社会である低炭素社会の観点から考えると、固形燃料を作る時のエネルギー（化石燃料の使用）を抑えるために、現在の可燃ごみを更に分別し、再生利用（リサイクル）できるものは再生利用を図り、再生利用できないものについては焼却することによって熱エネルギーとして回収する計画も考えられます。また、生ごみについても、現在の堆肥化の他にメタン化することによってエネルギーとして回収する計画も考えられます。

今後の計画については小山広域保健衛生組合との協議が必要となります。

資源化率の目標

資源化率については平成 20 年度実績が 59.1%となっており、県内で最も高い値となっています。この高い資源化率を更に向上させ、中間目標年度である平成 26 年度には、資源化率 63%を、目標年度である平成 31 年度には 65%を目指します。

平成 20 年度	⇨	平成 26 年度	⇨	平成 31 年度
59.1%		63%		65%

町民・事業者・行政の役割

ごみの減量・資源化を促進するためには、町民・事業者・行政の三者が、相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

町民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し、積極的な協働と参画により、目標の達成を目指していきます。

町民の役割

環境意識を高く持ち、自らがごみの排出者としての責任を自覚し、「3Ｒ」に重点を置いた環境に負荷の少ない生活様式への転換を目指すとともに、地域におけるごみの減量・資源化、環境美化活動の取り組みや分別収集に積極的に協力するなど、自主的・主体的に取り組んでいきます。

事業者の役割

事業者としての社会的責任を認識し、「3Ｒ」に重点を置いた、環境に負荷の少ないビジネススタイルへの転換を目指すとともに、地域におけるごみの減量・資源化、環境美化活動に積極的に協力していきます。

また、生産者が廃棄及びリサイクル段階まで責任を負うという考え方である拡大生産者責任の視点に立ち、製品の製造・加工・販売・廃棄等の各過程において、資源・エネルギーの消費節減に配慮し、製品の耐久性の向上、補修サービスの充実、回収・資源化システムの構築等に取り組んでいきます。

行政の役割

町民・事業者によるごみの排出抑制、再利用、資源化に関する取り組みが、円滑に行われるように、普及啓発や情報提供を積極的に行い、町民・事業者の自主的・主体的な取り組みを支援していきます。

また、さらにごみの減量・資源化を図るため、各種施策を展開していくほか、ごみの処理及び資源化にあたっては、適正かつ衛生的に、費用対効果も検討しながら効率的・効果的に行います。

施策

本町では、基本目標の達成を目指し、循環型社会の実現のため、基本方針に沿った次の施策を展開していきます。

ごみの発生や排出を抑制し、快適でうるおいのあるまちを目指します。

◆町内商店と連携したマイバッグ持参運動及びレジ袋有料化の検討

レジ袋の使用削減に向けて、マイバッグの使用を推進するため、町内の小売業者や町民団体等と連携し、町民へ呼びかけを行っていきます。

また、レジ袋の有料化の検討を行います。

◆多量に一般廃棄物を排出する事業者に対する減量化計画の策定指導

事業活動に伴って多量の一般廃棄物を排出する事業者に対して、一般廃棄物の減量に関する計画を策定するよう指導を行っていきます。

◆過剰包装の抑制

包装ごみの排出を抑制するため、「過剰包装は望まない、行わない」を基本とし、町民・事業者へ呼びかけを行っていきます。

◆リターナブル容器及び詰替え商品の購入促進

容器ごみの排出を抑制するため、リターナブル容器の使用や詰替え商品購入の促進について、町民・小売業者に呼びかけを行っていきます。

◆エコクッキングの促進

生ごみの排出を抑制するため、町民団体等と連携し、食材を丸ごと使い切るなど生ごみが発生しにくい料理方法の促進について、呼びかけを行っていきます。

◆ごみの排出抑制のための情報発信

ごみの排出状況や排出抑制の必要性など、ごみに関する情報を町民・事業者に対して積極的に発信し、排出抑制の行動を促します。

町民・事業者・行政の協働による取り組みを推進し、リサイクル運動の推進を図ります。

◆町民・事業者との連携による不法投棄及び不適正処理の監視

ごみの不法投棄及び野外焼却等の不適正処理について、町民・事業者と連携し、監視体制を強化していきます。

◆資源物集団回収の促進

町民団体等における資源物集団回収を支援するため、報奨金制度を継続します。

◆ボランティア活動への支援の推進

不法投棄物の回収や道路の清掃などを行う町民団体・事業者等を支援していきます。また、地域における一斉清掃など、それぞれの地域の特性を活かした、町民・事業者の自主的・自立的な地域清掃活動の支援をしていきます。

◆町民・事業者へのごみの減量、適正処理に関する情報の提供

町民・事業者が、ごみ処理の現状や課題を正しく理解した上で、自ら判断し積極的に行動していくため、広報やホームページ等を活用した、情報の提供を行っていきます。

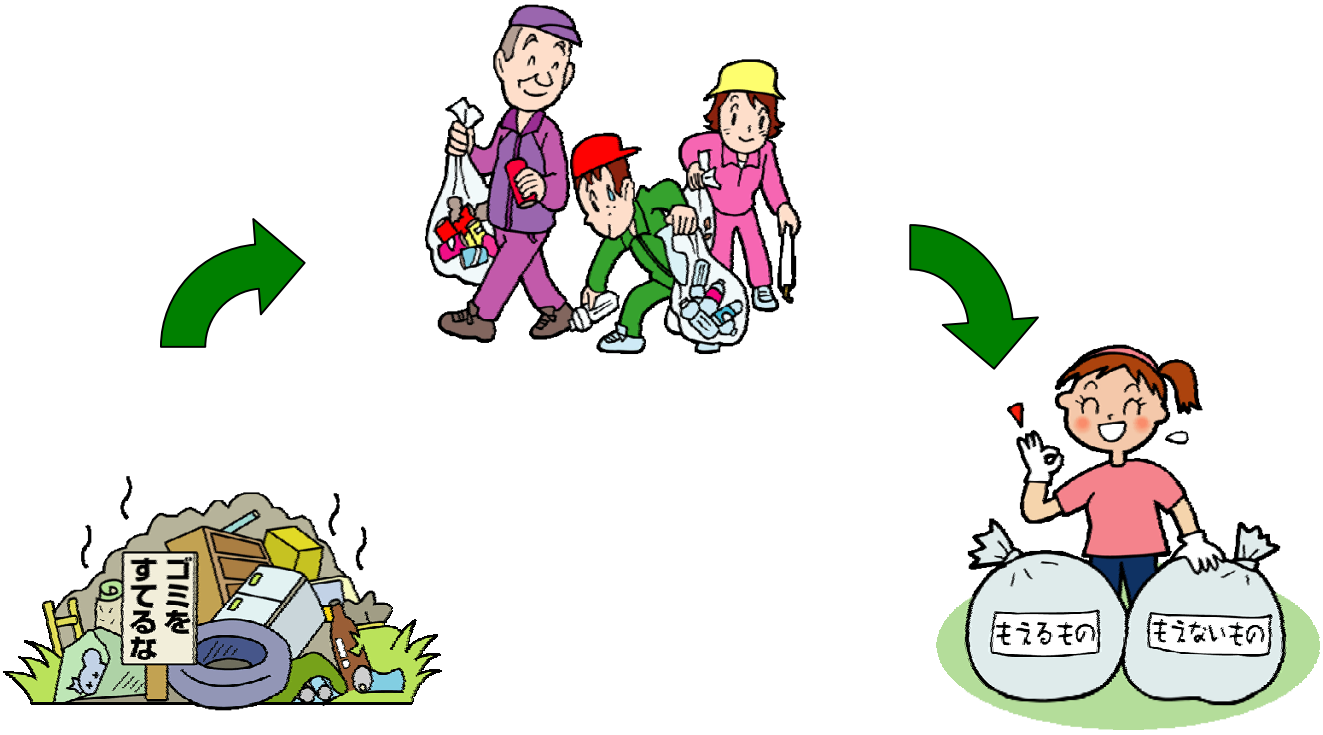

分別収集の意識の高揚を図り、再利用、リサイクルを基調とした循環型社会の構築を目指します。

◆生ごみの減量、資源化の推進

水分を多く含み、ごみの中でも大きなウエイトを占める生ごみについては、分別収集をさらに徹底し、今後も有効な資源化を行っていきます。

◆容器包装プラスチックの資源化の推進

家庭から出されるごみのうち、約４割の容積を占めると言われている容器包装プラスチックの更なる資源化を推進するため、回収方法の検討を行います。

◆雑紙（ざつがみ）の資源化の推進

現在、可燃ごみの中の資源化できる紙については、雑紙として資源回収することにより、更なる資源化の推進と経費削減を図っていきます。

◆廃食油のリサイクル

一般家庭から排出される廃食油の資源化を推進するため、回収方法や活用方法等の検討を行います。

◆環境関連イベントの実施

マイバッグコンテストなどを通じて、町民・事業者の環境意識の向上を図っていきます。

◆環境関連施設見学における環境教育の充実

野木資源化センター等のごみ処理施設を積極的に活用し、子供から高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、施設見学を伴う環境学習や啓発を行っていきます。

◆収集回数の適正化及びごみ集積所配置の検討

ごみの減量・資源化や財政負担、町民サービスの充実を考慮したうえで、長期的な視点に立ち、効率的・効果的な収集運搬体制及びごみ集積所の配置を検討していきます。

生活排水処理の現状及び目標値

生活排水処理形態別人口の推移

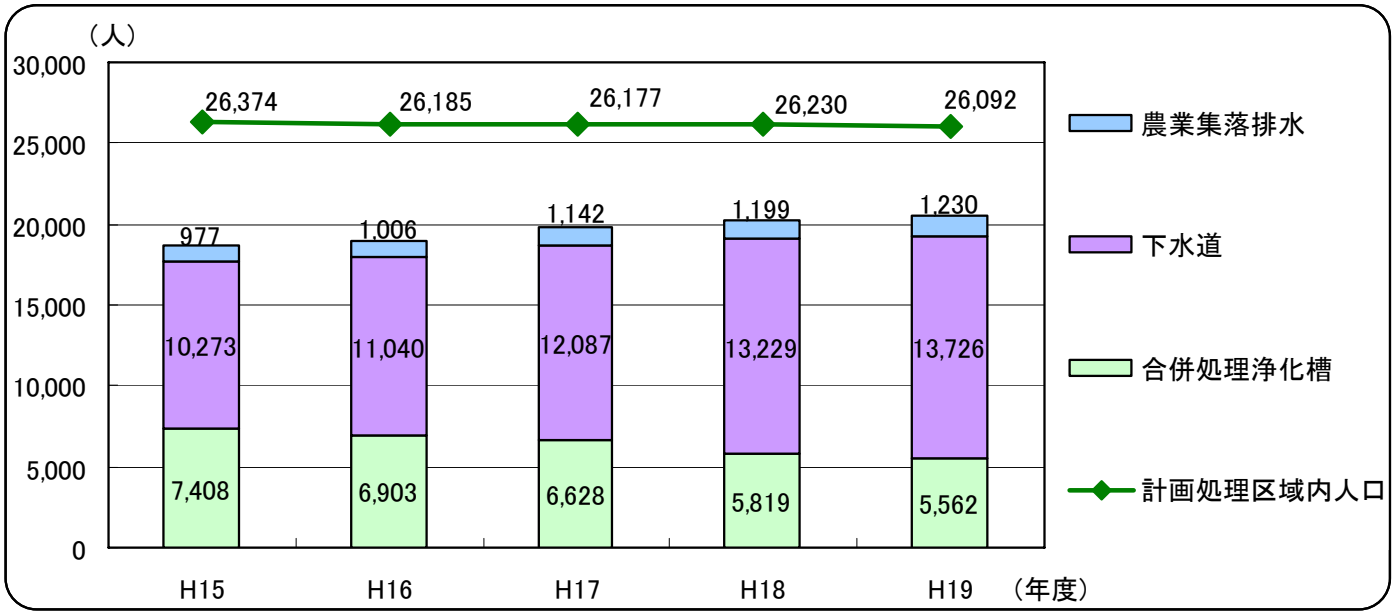

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
1.計画処理区域内人口	26,374	26,185	26,177	26,230	26,092
2.水洗化・生活排水処理人口	18,658	18,949	19,857	20,247	20,518
①合併処理浄化槽	7,408	6,903	6,628	5,819	5,562
②下水道	10,273	11,040	12,087	13,229	13,726
③農業集落排水施設	977	1,006	1,142	1,199	1,230
生活排水処理率（2÷1）	70.7	72.4	75.9	77.2	78.6

合併処理浄化槽、下水道、農業集落排水施設等の普及により、生活排水処理率は年々向上していますが、平成 19 年度現在で 21.4%の人が、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い発生する生活排水（し尿を除く）を未処理のまま河川等に放流していることになります。

生活排水処理の目標

本町の公共下水道や農業集落排水処理施設等によるし尿及び生活雑排水の処理率（生活排水処理率）は、平成19年度実績で78.6%となっています。

中間年度の平成 26 年度には 84%以上、目標年度の平成 31 年度には 90%以上の達成を目標とし、最終的には生活排水処理率 100%を目指します。

平成 19 年度 78.6% ⇒ 平成 26 年度 84% ⇒ 平成 31 年度 90%

野木町生活環境課
環境衛生係
平成 22 年 3 月策定